



郷土を愛し
夢に向かって共に伸びる人づくり

総社市いじめ防止基本方針



平成 26 年 2 月
総社市教育委員会

目次

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本理念	1
3 総社市いじめ防止基本方針策定の目的	2
4 いじめ防止等に向けた方針	2
(1) 未然防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
(6) 保護者の責務	
II いじめ防止等のために総社市が実施する施策	3
1 総社市いじめ問題等協議会の設置	3
2 重大事態の再調査を行う附属機関の設置	3
3 教育委員会の施策	4
(1) 未然防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
4 学校が実施すべき施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめ対策委員会（仮称）の設置	
(3) 学校が実施すべき取組の具体化に向けて	
III 重大事態への対処	9
1 重大事態の意味	9
2 重大事態の発生と調査	10
(1) 教育委員会又は学校による調査	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
IV その他の重要事項	11
資料1～3	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。

総社市教育委員会は、これまでも、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを十分認識の上、その防止と対策に当たっており、教育支援センターのカウンセラーの派遣や指導資料「いじめをなくすために」を作成するなど、各学校におけるいじめ対策の取組を充実させてきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、総社市教育委員会は、学校・地域・家庭その他の関係者との連携の下、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「総社市いじめ防止基本方針」（以下「総社市基本方針」という。）を策定する。

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよういじめの起さない風土づくりに努める。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめ問題に対する児童生徒の理解を深めることを旨として行われる。
- (3) いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関わる重要な課題であり、学校の内外を問わず、学校、保護者、地域、その他の関係者が信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を自覚し連携して取り組む。

3 総社市いじめ防止基本方針策定の目的

総社市基本方針は、前項の基本理念の下、いじめ防止及び解決を図るための基本事項を定めることなどにより、市全体でいじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

4 いじめ防止等に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めること、また、いじめを認知した場合には適切に指導することが重要である。その実行のために、社会全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

保護者の責務

- ◇ 思いやりの心や善悪を判断する力、正義感等の育成
- ◇ いじめ防止等のための取組における学校との連携
- ◇ 悩みを相談できる良好な親子関係づくり
- ◇ 携帯電話やインターネットの利用実態の把握とルールづくり

学校の役割

(1) 未然防止

- ① コミュニケーション能力の育成
- ② ストレスに適切に対処できる力の育成
- ③ 自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや学習規律の定着
- ④ 対策等を点検・評価し改善に生かす仕組みの確立
- ⑤ 教職員の資質向上に向けた研修の充実
- ⑥ 情報モラルに関する教育や啓発
- ⑦ 学校、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発

(2) 早期発見

- ① 子どものささいな変化に気付く力の向上といじめの積極的な認知
- ② いじめについて相談しやすい環境の整備
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ④ SNS等の利用実態の把握と指導

(3) いじめへの対処

- ① いじめられた児童生徒の安全の確保
- ② いじめたとされる児童生徒への適切な指導

- ③ 積極的、組織的な対応を可能とする体制の整備
- ④ 重大事態発生時の調査組織の設置

(4) 家庭や地域との連携

- ① 学校、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発
- ② 開かれた学校づくりの推進及び情報提供等の依頼

(5) 関係機関との連携

- ① 平素からの情報共有体制の構築

II いじめ防止等のために総社市が実施する施策

1 総社市いじめ問題等協議会の設置

学校、社会教育機関、地域住民、家庭等、いじめの防止等に関係する機関の連携強化を図るため、法の14条第1項の規定を踏まえ、「総社市いじめ問題等協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。組織構成等については、別に「いじめ問題等協議会設置要領」（平成23年4月1日改正）に定める。

総社市教育委員会は、法の第14条3項に基づき、いじめの対策を実効的に行い、いじめ防止等の調査や有効な対策を図ることを目的に、協議会の小委員会として、「総社市いじめ問題等専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

なお、「事実を明確にする」ことを目的に、第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として総社市教育委員会が行う場合は、この専門委員会を、調査を行う組織とすることができる。

専門委員会は、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図るとともに、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

2 重大事態の再調査を行う附属機関の設置

市長が、第三者委員会として、別に必要があると認めたときは、首長附属機関として、法の第30条2項に定める再調査を行うための調査委員会を設置することができる。調査委員会には、学識経験者、精神科医、弁護士、心理・福祉やネット上のいじめ等に関する専門家などの専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

3 教育委員会の施策

(1) 未然防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自他を等しく認め、互いを尊重し合える態度などを養うことが必要である。

全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習環境の確立が重要である。

① 総社市だれもが行きたくなる学校づくりの取組

- ア 小・中学校連携
- イ ピア・サポート
- ウ SEL
- エ 協同学習
- オ 品格教育

② いじめ問題等協議会

- ア 年2回開催し、総社市の現状と課題等を協議
- イ 資料「いじめをなくすために」を発行し、中学校1年生を対象に配付
- ウ 学校の取組を共有し、家庭・地域と協働した取組を推進するための普及啓発

③ 教職員研修の充実

- ア 総社市だれもが行きたくなる学校づくりの取組に係る研修
- イ 分かる授業・できる授業の推進に向けて、校内研修及び総社市教育研修所等の研修会の充実
- ウ ネット上のいじめなど、情報モラルに関する教育や啓発
- エ 発達障がい等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を推進

④ 総社市いじめ防止基本方針による施策の点検・評価

⑤ 学校評価・教職員評価への指導・助言

(2) 早期発見

いじめの早期発見のためには、大人が児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

① 総社市だれもが行きたくなる学校づくりの取組

- ア スクールカウンセラーを活用したチーム支援
- イ 欠席の管理による早期介入

② 教育相談体制の確立

- ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用できる体制の整備

- イ 教育支援センター（総社市ふれあい教室）等のカウンセラーの小・中学校への派遣
- ウ 各小・中学校における定期的な教育相談
- エ 各小・中学校における定期的なアンケート
- ③ 「ネットパトロール事業」によるネット上の書き込みの監視
- ④ 長期欠席等の月例報告の確認
- ⑤ 総欠席日数集計プログラム

(3) いじめへの対処

いじめを認知した場合、学校は直ちに、当事者の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

- ① 学校いじめ事案の報告に対する指導助言
- ② 教育支援センター（総社市ふれあい教室）等のカウンセラーの小・中学校への派遣
- ③ スクールソーシャルワーカーの派遣
 - ア 総社市担当ワーカーの小・中学校への派遣
 - イ 県のスーパーバイザーと連携した支援体制の整備
- ④ いじめ・暴力行為等の月例報告の確認
- ⑤ 出席停止に係る措置
- ⑥ 自殺に繋がる可能性がある場合の学校への指導助言
- ⑦ 重大事態発生時の調査組織の設置

(4) 家庭や地域との連携

- ① こども課及び主任児童委員、民生委員等との連携
- ② いじめ問題等協議会における情報提供・意見交換等
- ③ P T A研修等を活用した子育て支援や情報モラルに関する教育や啓発

(5) 関係機関との連携

- ① 警察署との連携
- ② スクール・カウンセリング・チーフ活用事業
- ③ カウンセラー派遣事業の活用
- ④ 岡山県教育庁生徒指導推進室との連携
 - ア いじめ問題対応専門チーム
 - イ 子どもホットライン
 - ウ いじめ相談専用ダイヤル
 - エ いじめ問題相談窓口

- ⑤ 教育支援センターとの連携
 - ア 小学校すこやか支援事業の活用
 - イ スクール・カウンセリング及び別室登校支援担当者連絡会
- ⑥ 総社市青少年育成センターとの連携
- ⑦ 大学及び医療等の専門機関との連携

4 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や県の基本方針、総社市基本方針を参酌し、自校におけるいじめ防止等の取組についての基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校評議委員会やホームページ等で公開し、保護者の責務、家庭教育の大切さなどを再確認するとともに、保護者や地域の理解を得る。

(2) いじめ対策委員会（仮称）の設置

学校におけるいじめの防止・早期発見・いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織として設置する。

学校の複数の教職員に加え、必要に応じて心理や福祉などの外部の専門家の参加を得て、いじめ問題のより実効的な解決を図る。

学校基本方針による取組の状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。

(3) 学校が実施すべき取組の具体化に向けて

学校基本方針には、「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」を主な項目として、目指す子どもの姿と具体的な手立て及び保護者・地域との連携等を示す。

学校の基本方針に記載する取組には、次のようなものが考えられる。

① 未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、日頃から規律ある集団の中で、コミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に取り組む活動を支援することが重要である。集団の一員としての自己有用感や自己肯定感を育む学級づくり・授業づくりを推進することにより、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係・学校風土をつくる。

また、いじめ対策委員会を中核とした生徒指導体制や教育相談体制を確立することにより、教職員間の共通理解を図り、いじめの認知能力やその

後の対応能力の向上に努める。

さらには、教職員の何気ない言動が児童生徒を傷付けたり、結果として他の児童生徒によるいじめを助長することになったりしないよう、指導の在り方に注意を払うとともに、教職員が児童生徒の模範として信頼される存在となるよう、学級経営や教科指導に関する指導力の向上に努める。

- ア 校内指導体制の確立
- イ 児童生徒の人権意識、自己指導能力の育成
- ウ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり
- エ ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成
- オ 教職員の指導力の向上
- カ 家庭や地域の関係団体との連携強化
- キ 学校いじめ防止基本方針の周知
- ク 学校いじめ防止基本方針による取組の点検・評価

② 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくいことを認識し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒のささいな変化に気付くようにすることが重要である。児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、ささいな兆候や情報であっても教職員間で共有し、いじめを積極的に認知することが必要である。また、教職員は、アンケート調査や教育相談等の様々な機会を利用して、児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるようにするとともに、スクールカウンセラーなどの専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。

- ア 教職員による観察や情報交換
- イ 定期的なアンケート調査等の実施
- ウ 校内の教育相談体制の活用
- エ SNS等の利用実態の把握と指導

③ いじめへの対処

いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合は、真摯に傾聴する。発見・通報を受けた教職員は、迅速にいじめ対策委員会に報告するなど情報を共有する。学校は、いじめ対策委員会を中核として、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。その後は、いじめ対策委員会が中心になり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。状況に応じて、心理や福祉等

の専門家の協力を得ながら、いじめられた児童生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。

日頃から学校を所管する教育委員会や警察等の関係機関への相談を行い、互いの顔が見える連携を心掛ける。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は必ず警察と連携して対処する。

学校は、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方からの聴取を基に、適切な指導や支援を行う。学校は「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し組織的に対応することにより、再発を防止するとともに、いじめた児童生徒には、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。

また、いじめを当事者だけの問題ではなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料を基に話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行うとともに、いじめ対策委員会等で事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討・強化する。

ネット上の不適切な書き込み等についても、岡山県教育委員会が行うネットパトロール事業による監視に加え、定期的なアンケート調査や教育相談等によるSNS等の利用実態の把握も踏まえ指導を行うなど適切に対処する。

- ア いじめの発見や相談を受けたときの対応
- イ 教職員の組織的な対応と関係機関との連携
- ウ いじめられた児童生徒とその保護者への支援
- エ いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言
- オ いじめの事実調査
- カ 他の児童生徒への働き掛け
- キ いじめ解消後の継続的な指導
- ク ネット上の不適切な書き込みなどへの対処

(4) 関係児童生徒及び保護者への対応

① いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

いじめられた児童生徒は、心身に大きな傷を背負っていることが考えられることから、まず当該児童生徒の心の安定と身体の安全を確保することに取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

また、当該児童生徒の保護者に対しては、いじめを受けた我が子の心身に対する心配やいじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生

徒やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情に寄り添いながら、当該児童生徒の心身の安定に努めるために、丁寧に説明するとともに、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。

② いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめられた児童生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することで、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童生徒の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。

さらには、その後の子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法の第 28 条 1 項において、次に掲げる場合が、いじめの重大事態であると示されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（※1）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（※2）

学校は、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

※1 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ※2 「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安にしている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の個々の状況等を十分把握した上で判断する。

2 重大事態の発生と調査

(1) 教育委員会又は学校による調査

学校は、重大事態であると判断した場合、直ちに教育委員会に報告するとともに調査等に当たる。報告を受けた教育委員会は、事態発生について市長に報告するとともに、調査等に当たる。

① 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、重大事態であると判断した場合は、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

② 調査の実施

いじめ行為が、いつ、誰から、どのような態様で行われたのか、背景事情や人間関係の問題があったか、学校等の対応などの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査等を行う。その際、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議しつつ調査に着手する。

ウ いじめられた児童生徒が死亡した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

③ 調査結果の提供及び報告

ア いじめられた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

教育委員会又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。これら

の情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、教育委員会が市長に報告する。

いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に提出する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、専門委員会による調査の結果について、再調査の必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。再調査についても、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

IV その他の重要事項

この基本方針は、国の基本方針が3年の経過を目途として見直すことに際し、本市の状況に応じて必要があると認められるときは、見直すものとする。

加えて、総社市が設置する学校の基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

いじめ問題等協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 総社市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校園におけるいじめ問題の解決や市民の啓発を図ることを目的として、いじめ問題等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、いじめ問題の解決に向けての次の事項について検討する。

- (1) いじめ問題の事例の解決方法に関する事項
- (2) いじめ問題について市民の啓発方法に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| (1) 幼稚園・こども園長会長, 校長会小・中学校代表 | 3名 |
| (2) 教育研修所生徒指導班長 | 1名 |
| (3) 各幼稚園・こども園副園長又は教諭及び各小・中学校教諭 | 各1名 |
| (4) 各幼稚園・こども園及び小・中学校PTA役員 | 各1名 |
| (5) 主任児童委員 | 各中学校区から
1～2名 |
| (6) 生涯学習課長, 社会教育主幹 | 2名 |
| (7) 総社市青少年育成センター補導委員 | 1名 |
| (8) 教育支援センターの主任カウンセラー及び主任指導員 | 2名 |
| (9) 学校教育課長, こども夢づくり課長, 主幹, 指導主幹 | 5名 |
| (10) 菅野泰樹氏, 菅野康恵氏 | 2名 |

2 会長は、協議会に凶り、有識者若干名を委員とすることができる。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 協議会には、会長1人、副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が召集する。

2 会議は年間2回程度開く。ただし、会長が必要と認めるときは臨時会議を開くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、児童相談所及び警察関係者、臨床心理士、その他を会議に招き、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会長は協議会の運営のために、必要に応じて中学校ブロック会や小委員会などを設けることができる。

付 則 この要領は、平成17年3月22日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

総社市いじめ防止基本方針の概要

この基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者との連携の下、いじめのない社会の実現に向けて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる身近で深刻な問題であることに鑑み、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域等が信頼関係を構築し、連携していじめのない社会の実現に向けて取り組む。

- いじめ防止等に向けた方針を、保護者の責務を踏まえながら、未然防止・早期発見・いじめへの対処等について明記しました。
- いじめ防止等のために総社市が実施する施策と対策協議を行う組織を設置します。
総社市いじめ問題等協議会（法第14条1項に当たる組織）
- 重大事態の再調査を行う組織を設置します。
総社市いじめ問題等専門委員会（法第14条3項に当たる教育委員会附属機関）
再調査のための調査委員会（法第30条2項に当たる首長附属機関）
- 総社市立小・中学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校全体で取り組むための「組織」を設置します。

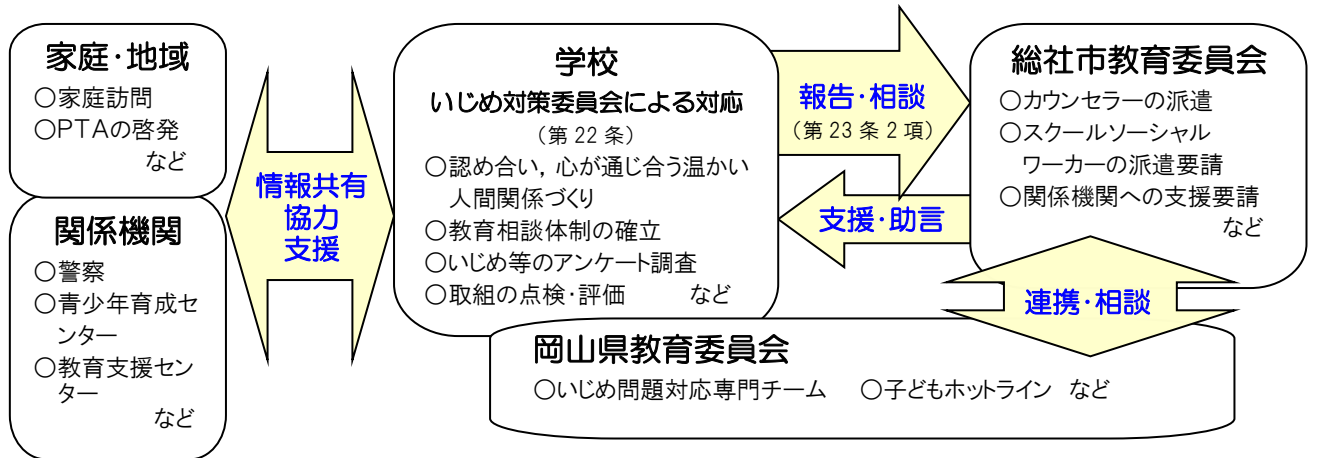
◇ 「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」を主な項目として、家庭や地域及び関係機関との連携等について方針を示します。

- | | |
|---|---------------------------|
| ① 総社市だれもが行きたくなくなる学校づくりの取組推進 | ② いじめ問題等協議会 |
| ③ 教職員研修の充実 | ④ 総社市いじめ防止基本方針による施策の点検・評価 |
| ⑤ 学校評価・教員評価への指導・助言 | ⑥ 教育相談体制の確立 |
| ⑦ 「ネットパトロール事業」によるネット上の書き込みの監視 | |
| ⑧ 長期欠席等の月例報告の確認 | ⑨ 総欠席日数集計プログラム |
| ⑩ 学校いじめ事案の報告に対する指導助言 | ⑪ いじめ・暴力行為等の月例報告の確認 |
| ⑫ 教育支援センター（総社市ふれあい教室）等のカウンセラーの小・中学校への派遣 | |
| ⑬ スクールソーシャルワーカーの派遣 | ⑭ いじめ問題等協議会における情報提供等 |
| ⑮ 出席停止に係る措置 | ⑯ 自殺に繋がる可能性がある場合の学校への指導助言 |
| ⑰ 重大事態発生時の調査組織の設置 | ⑱ 警察署との連携 |
| ⑲ こども課及び主任児童委員、民生委員等との連携 | ⑳ 県教育庁生徒指導推進室との連携 |
| ㉑ 総社市青少年育成センターとの連携 | ㉒ 大学及び医療等の専門機関との連携 など |

◇ 重大事態への対処についての方針と組織の設置について示します。



いじめ防止のための組織的な対応と関係機関との連携



重大事態発生時の対応の流れ

想定される重大事態

児童生徒がいじめを受けたことにより、次のような状況となった場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。) など

